

防府市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和7年(2025年)12月

防府市

目次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画 | 1 |
| 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等 | 1 |
| 第1節 感染症危機を取り巻く状況 | 1 |
| 第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定 | 2 |
| 第2章 防府市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定と感染症危機対応 | 3 |
| 第1節 防府市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定 | 3 |
| 第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 | 5 |
| 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等 | 5 |
| 第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略 | 5 |
| 第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方 | 6 |
| 第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ | 9 |
| (1) 有事のシナリオの考え方 | 9 |
| (2) 感染症危機における有事のシナリオ(時期ごとの対応の大きな流れ) | 9 |
| 第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項 | 12 |
| (1) 平時の備えの整理や拡充 | 12 |
| (2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え | 13 |
| (3) 基本的人権の尊重 | 14 |
| (4) 危機管理としての特措法の性格 | 14 |
| (5) 関係機関相互の連携協力の確保 | 15 |
| (6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応 | 15 |
| (7) 感染症危機下の災害対応 | 15 |
| (8) 記録の作成や保存 | 15 |
| 第5節 対策推進のための役割分担 | 16 |
| (1) 国の役割 | 16 |
| (2) 県及び市の役割 | 16 |
| (3) 医療機関等の役割 | 18 |
| (4) 指定(地方)公共機関の役割 | 19 |
| (5) 登録事業者の役割 | 19 |
| (6) 一般の事業者の役割 | 19 |
| (7) 市民の役割 | 19 |
| 第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目 | 20 |
| (1) 市行動計画の主な対策項目 | 20 |
| 第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等 | 21 |

| | |
|---|----|
| (1) EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく 政策の推進..... | 21 |
| (2) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持..... | 21 |
| (3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施..... | 21 |
| (4) 定期的なフォローアップと必要な見直し..... | 21 |
| 第4章 組織体制..... | 23 |
| (1) 防府市新型インフルエンザ等対策本部..... | 24 |
| (2) 防府市新型インフルエンザ等対策幹事会..... | 24 |
| (3) 防府市新型インフルエンザ等対策専門部会..... | 24 |
| 第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組..... | 25 |
| 第1章 実施体制..... | 25 |
| 第1節 準備期..... | 25 |
| 第2節 初動期..... | 27 |
| 第3節 対応期..... | 29 |
| 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション..... | 31 |
| 第1節 準備期..... | 31 |
| 第2節 初動期..... | 34 |
| 第3節 対応期..... | 36 |
| 第3章 まん延防止..... | 40 |
| 第1節 準備期..... | 40 |
| 第2節 初動期..... | 41 |
| 第3節 対応期..... | 42 |
| 第4章 ワクチン..... | 44 |
| 第1節 準備期..... | 44 |
| 第2節 初動期..... | 47 |
| 第3節 対応期..... | 48 |
| 第5章 保健..... | 50 |
| 第1節 準備期..... | 50 |
| 第2節 対応期..... | 51 |
| 第6章 物資..... | 52 |
| 第1節 準備期..... | 52 |
| 第2節 初動期～対応期..... | 53 |
| 第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保..... | 54 |
| 第1節 準備期..... | 54 |
| 第2節 初動期..... | 56 |

| | |
|---------------------|----|
| 第3節 対応期..... | 57 |
| 参考資料..... | 60 |
| 新型インフルエンザ等相談窓口..... | 61 |
| 用語集..... | 62 |

※ 本文中、解説が必要な用語について最初に使用されるページに、「*」を付けて解説しています。

※ 関係課局は、行政組織機構順に記載しています。

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画*

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 感染症危機*を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和2年（2020年）以降新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」という。）が世界的な大流行（パンデミック*）を引き起こす等、新興感染症*等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれ直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時*から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチ*の推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するおそれもある。このため、AMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減する観点も重要である。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルス*とウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、新感染症*についても、その感染性*の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年（2012年）法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性*が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関*、事業者等の責務、新型インフルエンザ等*の発生時における措置、まん延防止等重点措置*、緊急事態措置*等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者*に対する医療に関する法律（平成10年（1998年）法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

- ① 新型インフルエンザ等感染症
- ② 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

である。

第2章 防府市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定と感染症危機対応

第1節 防府市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定

平成25年(2013年)6月、特措法第6条に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という。)が策定された。政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、市町村が市町村行動計画を、指定公共機関が業務計画*を作成する際の基準となるべき事項等を定めたものである。

その後、令和6年(2024年)7月、新型コロナへの対応の経験を踏まえ、政府行動計画が改定された。新型コロナは、令和2年(2020年)1月に国内で最初に感染者が確認されて以降、複数の感染の波をもたらし、ウイルスの変異とともに、感染の波の規模は拡大していった。

この未曾有の感染症危機において、行政、医療関係者、国民、事業者等、国をあげての取組が進められ、同感染症が感染症法上の5類感染症に位置付けられるまで3年超にわたり、特措法に基づいた対応を行うこととなった。この間、国民の生命及び健康は脅かされ、国民生活及び社会経済活動が大きく影響を受けることとなった。

この経験により、感染症危機は、社会のあらゆる場面に影響し、国民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活をはじめとする国民生活の安定にも大きな脅威となるものであること、感染症によって引き起こされるパンデミックに対しては、国家の危機管理として社会全体で対応する必要があることが改めて明らかとなった。

令和5年(2023年)9月から国の新型インフルエンザ等対策推進会議* (以下「国推進会議」という。)において新型コロナ対応を振り返り、課題が整理され、

- ・ 平時の備えの不足
- ・ 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- ・ 情報発信

が主な課題として挙げられた。

また、こうした新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことが必要であり、こうした社会を目指すためには、

- ・ 感染症危機に対応できる平時からの体制づくり
- ・ 国民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- ・ 基本的人権の尊重

の3つの目標を実現する必要があるとされた。

国は、これらの目標を実現できるよう、政府行動計画を全面改定した。

防府市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定と感染症危機対応

山口県（以下「県」という。）においても、政府行動計画が改定されたことを受け、政府行動計画や県における新型コロナ対応の経験を踏まえ、山口県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）が改定された。

本市においては、政府行動計画及び県行動計画の内容等を踏まえ、平成 26 年（2014 年）6 月に防府市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を策定した。今般、政府行動計画及び県行動計画が改定されたことを受け、市行動計画を改定する。

なお、国は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、定期的な検討を行い、適時適切に政府行動計画の変更を行うとしていることから、本市においても、国の動向や県での取組状況等を踏まえ、必要に応じ、市行動計画を改定する。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康や市民生活及び市民経済にも大きな影響を与えかねない。

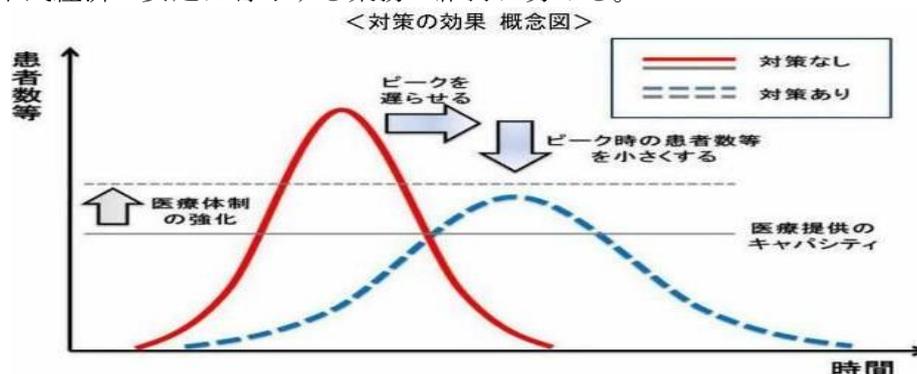
新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患うおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び市民経済活動への影響を軽減する。
- ・ 市民生活及び市民経済の安定を確保する。
- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

政府行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況に対応できるように、対策の選択肢を示すものである。

県行動計画においても同様の観点から、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせることでバランスのとれた戦略を目指すこととしており、市行動計画においても新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、表1のとおり、一連の流れを持った戦略を確立する。（具体的な対策は、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」において記載する。）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性*等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、県による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせることで総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

また、事業者の従業員のみならず、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

あわせて、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ*等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワ

新型インフルエンザ等対策の目的及び
実施に関する基本的な考え方等

クチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

表1 [感染拡大時期に応じた対策]

(対応期は、国の示す基本的対処方針*に基づき対応)

| 時 期 | | 対 応 |
|-------------|---|---|
| 準 備 期 | 新型インフルエンザ等感染症の発生前の段階 | 水際対策の実施体制構築に係る国との連携、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬*等の備蓄、市民等に対する啓発や市、事業者による業務継続計画*等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。 |
| 初 動 期 | 世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階（国内で発生した場合を含める。） | 直ちに初動対応の体制に切り替える。 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定する。 海外で発生している段階で、市内の万全の体制を構築するためには、国が行う検疫措置の強化等により、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせる。 |
| 対 応 期 | 県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期 | 国や県と連携し、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬等の予防投与*の検討、病原性に応じて、県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等への協力を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。 なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行う。 |

新型インフルエンザ等対策の目的及び
実施に関する基本的な考え方等

| | | |
|-------------|------------------------------------|--|
| 対 応 期 | 県内・市内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期 | 国、県、市及び事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。また、地域の実情等に応じて、国や県と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるよう配慮や工夫を行う。 |
| | ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 | 科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。 |
| | 流行状況が収束*し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 | 新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制への段階的な移行や感染対策の見直し等を行う。 |

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事*のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価*の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前述の(1)の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう、表2のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

表2に示す、初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」

の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特に子ども*や若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

表 2

| 時 期 | | 有事のシナリオ |
|-------------|----------------|--|
| 初 動 期 | | 感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、新型インフルエンザ等政府対策本部（以下「政府対策本部」という。）が設置されて、基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。 |
| 対 応 期 | 封じ込めを念頭に対応する時期 | 政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン*等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意する。）。 |

新型インフルエンザ等対策の目的及び
実施に関する基本的な考え方等

| | | |
|-------------|---------------------------|---|
| 対 応 期 | 病原体の性状等 に応じて対応す る時期 | 感染の封じ込めが困難であり、緊急事態宣言*がなされた場合は、直ちに防府市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置し、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたりスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。 |
| | ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 | ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）。 |
| | 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 | 最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。 |

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、行動計画に基づき、県等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下の(ア)から(オ)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

(ア) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(イ) 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が県内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

(ウ) 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた継続的な点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて継続的に点検や改善を行う。

(エ) 医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーション*等の備え

感染症法や医療法（昭和23年（1948年）法律第205号）等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実をはじめ、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

(オ) 負担軽減や情報の有効活用、国と県及び市の連携等のためのDXの推進や人材育成等

保健所等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国及び県との連携の円滑化等を図るためのDXの推進のほか、人材育成、研究開発への支援等の複数の対

策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び市民経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の(ア)から(オ)までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び市民経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(ア) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、市は、平時から県等と連携し、こうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

(イ) 医療提供体制と市民生活及び市民経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や市民経済等に与える影響にも十分留意する。

(ウ) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、国があらかじめ定める対策切替えの判断に資する指標等の状況も参考に、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

(エ) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、国及び県の示す方針を踏まえながら、必要に応じて適切な時期に対策の切替えを実施する。

(オ) 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時

から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の市民等や日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

(3) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者及びワクチンの未接種者やその家族、医療機関や社会福祉施設等の関係者等に対する^{ひぼう}誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、決して許されるものではなく、法的責任を伴い得るものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、強く防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、国において、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないと判断されることもあり得るため、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部や山口県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は、特に必要があると認めるときは、県に対して、特措法に基づく新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

市は、感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討を行い、有事に備えた準備を行う。

(7) 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、市は、国及び県等の関係機関とも緊密に連携しながら、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表する。

第5節 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、WHO（世界保健機関）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

さらに、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議*（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（以下「関係省庁対策会議*」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 県及び市の役割

県及び市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められることから、実際の新型インフルエンザ等の県内発生時には、県対策本部により県の対処方針を決定し、感染状況等に応じて必要な対策を総合的に推進する。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者

新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定*を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、下関市及び感染症指定医療機関*等で構成される山口県感染症対策連携協議会（以下「県連携協議会」という。）等を通じ、山口県感染症予防計画や山口県保健医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画*に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA*サイクルに基づき改善を図る。

【市】

市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、国及び県の対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

また、消防本部においては、県の要請により患者等*の移送に協力する。

【保健所】

県内各保健所は、感染症対策のみならず、感染拡大時にも地域保健対策を継続して実施できるよう、医療計画*並びに地域保健対策の推進に関する基本的な指針*に基づき保健所及び山口県環境保健センター*（以下「環境保健センター」という。）が作成する健康危機対処計画*（以下「健康危機対処計画」という。）等に基づき、平時から、管内の市町や消防機関、医療機関、社会福祉施設等との、会議や研修・訓練等の開催を通じ、感染症有事に備えた顔の見える連携体制の強化・充実をはじめとした、健康危機に備えた準備を計画的に推進する。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、地域における感染症対策の中核的機関として、地域で感染を疑う住民への相談窓口の開設をはじめ、地域における感染症情報の収集・分析、関係機関等との連携等、感染症の発生及びまん延防止のための取組を推進する。

【地方衛生研究所】

県環境保健センターは、県の感染症の技術的かつ専門的な機関として、平時から、国やJIHS*等との連携による、高度な科学的知見に基づく、正しい知識

の普及、情報の収集及び分析並びに公表によるリスクコミュニケーションの強化、研究の推進、人材の養成及び資質の向上並びに確保、迅速かつ正確な検査体制の整備、県内唯一の第一種感染症指定医療機関である山口県立総合医療センター*をはじめとした医療関係機関との連携強化など、本県の感染症対策に必要な基盤の整備を担う。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、国等との連携により、病原体の早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行い、県をはじめ関係機関等と当該情報等を共有する。

(3) 医療機関等の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や个人防护具*をはじめとした必要となる感染症対策物資等*の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び県連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

【医師・看護師等の関係者】

医師・看護師等の医療関係者は、平時から、新型インフルエンザ等の発生に備えた県・市の対策に協力するとともに、感染症有事においては、その病原性や県内感染状況に応じ、地域における通常医療との両立を前提とした、新型インフルエンザ等感染症の病原性に応じた良質かつ適切な医療を提供するよう努める。

【歯科医師・臨床検査技師等の関係者】

歯科医師・臨床検査技師等の関係者は、新型インフルエンザ等の発生時には、さらなるまん延を防止するための県からの要請に応じ、感染を疑う者に対する検体採取やワクチン接種に協力するよう努める。

【薬剤師等の関係者】

薬剤師等の関係者は、平時から国の示すワクチン、治療薬等の研究開発への支援に努めることとし、新型インフルエンザ等の発生時には、その病原性に

じ国の示す指針等に従い、市等におけるワクチン接種や医療機関等での治療薬投与の開始に向けて、県内の卸売販売業者との連携による体制整備に努める。

また、消毒薬の供給体制の整備と正しい消毒薬の啓発活動に努める。

(4) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(5) 登録事業者*の役割

登録事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

(6) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(7) 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、日頃の健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目

(1) 市行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、市や関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 市民生活及び市民経済の安定の確保

第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等

(1) EBPM*（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく 政策の推進

市行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用する EBPM の考え方に基づいて政策を実施する。その前提として、適切なデータの収集とその分析ができる体制が重要である。

(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図る。

(3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて継続的な点検や改善につなげていくことが極めて重要である。市は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、市民や関係機関に働き掛けを行う。

(4) 定期的なフォローアップと必要な見直し

国は、定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、予防計画や医療計画をはじめとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに政府行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるとしている。

市は、政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえて、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、必要に応じ、市行動計画の見直しを行う。

市行動計画の実効性を確保するための取組等

なお、上記の期間にかかわらず、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われ、その対応経験を基に政府行動計画等が見直された場合は、必要に応じ、市行動計画について所要の見直しを行う。

第4章 組織体制

表3 <時期に応じた体制を整備>

| 時期 | 準備期 | 初動期 | 対応期 | | | |
|----|--------------------------|--|------------------------|--------------------------------|-----------------------|--------------------------|
| | 新型インフルエンザ等感染症の発生前の段階 | 世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階（国内で発生した場合を含める） | 県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期 | 県内・市内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期 | ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 | 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 |
| 体制 | 防府市新型インフルエンザ等対策幹事会及び専門部会 | <p style="text-align: center;">防府市新型インフルエンザ等対策本部</p> <p>※政府対策本部及び県対策本部が設置された場合、必要に応じて、市対策本部を設置することを検討</p> <p>※緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置</p> <p>※新型インフルエンザ等緊急事態*解除宣言がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止し、市対策幹事会及び市専門部会の体制に移行</p> | | | | |

(1) 防府市新型インフルエンザ等対策本部

特措法に基づき、政府対策本部による「緊急事態宣言」がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進する。なお、必要があると判断した場合は、緊急事態宣言がなされる前においても市対策本部を設置する。

防府市新型インフルエンザ等対策本部

| | |
|------|--|
| 本部長 | 市長 |
| 副本部長 | 副市長、教育長 |
| 本部員 | 総務部長、危機管理監、総合政策部長、文化スポーツ観光交流部長、生活環境部長、福祉部長、保健子ども部長、産業振興部長、土木都市建設部長、会計管理者、議会事務局長、消防長、教育部長、上下水道事業管理者 |
| 事務局 | 保健子ども部健康増進課、総務部防災危機管理課 |

(2) 防府市新型インフルエンザ等対策幹事会

新型インフルエンザ等の発生の危険性が高まった時期において、情報収集や啓発活動など、市対策本部が設置されるまでの初動対応や対策本部が推進する対策が迅速に行われるよう協議するため、必要に応じて設置する。

防府市新型インフルエンザ等対策幹事会

| | |
|-----|---|
| 会長 | 危機管理監 |
| 副会長 | 保健子ども部長 |
| 構成員 | 総務部次長、総合政策部次長、文化スポーツ観光交流部次長、生活環境部次長、福祉部次長、保健子ども部次長、産業振興部次長、土木都市建設部次長、議会事務局長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長、消防本部次長、教育部次長、上下水道局次長 |
| 事務局 | 保健子ども部健康増進課、総務部防災危機管理課 |

(3) 防府市新型インフルエンザ等対策専門部会

新型インフルエンザ等対策全般について情報収集・共有、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備・確認を行うため、必要に応じて設置する。

防府市新型インフルエンザ等対策専門部会

| | |
|-----|------------------------|
| 会長 | 保健子ども部次長 |
| 副会長 | 必要に応じて会長が指名 |
| 構成員 | 各部局から推薦のあった者 |
| 事務局 | 保健子ども部健康増進課、総務部防災危機管理課 |

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

(2) 所要の対応

1-1. 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施するとともに、国や県、保健所等が主催する訓練に参加する。

(防災危機管理課、健康増進課、関係課局)

1-2. 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 市は、市行動計画を作成するとともに、必要に応じ変更する。市は、市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者等の意見を聴く。

(健康増進課)

- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。

(健康増進課)

- ③ 市は、必要に応じて防府市新型インフルエンザ等対策幹事会（以下「市対策幹事会」という。）及び防府市新型インフルエンザ等対策専門部会（以下「市専門部会」という。）を開催し、新型インフルエンザ等対策全般についての情報収集・共有、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備・確認を行う。

(防災危機管理課、健康増進課)

- ④ 市は、国や JIHS、県が実施する IHEAT*研修をはじめとする各種研修や訓練等を積極的に活用し、新型インフルエンザ等対策に携わる行政職員等の養成等を行う。

(健康増進課)

1-3. 国、県及び市等の連携の強化

- ① 市は、国・県及び指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。

(防災危機管理課、健康増進課、関係課局)

- ② 市は、保健所が開催する地域感染症対策連絡協議会*に出席し、新型インフルエンザ等の発生に備え、関係機関との連携関係を強化する。

(健康増進課、関係課局)

- ③ 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、市内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。

また、市は、有事の際に、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係機関等と緊密に連絡が取れるよう、平時から連絡体制を構築する。

(健康増進課、関係課局)

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、市は、準備期における検討等に基づき、必要に応じて市対策幹事会及び市専門部会を設置し、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

(2) 所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

市は、国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがある場合には、必要に応じて市対策幹事会及び市専門部会を開催し、情報の収集や共有等を行う。

(防災危機管理課、健康増進課)

2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 市は、直ちに市対策幹事会及び市専門部会を設置し、情報の集約・共有や市民への情報提供等を行う。

また、政府対策本部及び県対策本部が設置されたときは、市は、必要に応じて、市対策本部を設置することを検討し、県と連携した新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

(防災危機管理課、健康増進課)

- ② 市は、保健所が開催する地域感染症対策連絡協議会に出席し、情報共有やまん延時に向けた対応を協議する。

(健康増進課、関係課局)

- ③ 市は、令和2年以降の新型コロナ対応への経験を踏まえ、必要に応じて、第1節（準備期）1-2に基づき、市長の指揮命令の下、市行動計画等に基づく必要な対策を専ら所管するための対策室等の設置や、部局横断的な応援体制の整備など、変化する状況に応じた機動的な対策の実施に必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

(全課局)

2-3. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地

方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

(財政課、関係課局)

第3節 対応期

(1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、感染の拡大やまん延、その後の特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

(2) 所要の対応

3-1. 対策の実施体制

- ① 市は、新型インフルエンザ等への対策を専ら実施する対策室等の迅速な設置や、病原体の性状に応じた部局横断的な応援体制の整備など、変化する状況に応じた機動的な対策実施に向けた、全庁組織的な対応を進める。

(全課局)

- ② 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。

(人事課、全課局)

3-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、新型インフルエンザ等の発生及びその可能性がある事態を把握した際には、必要となる予算を迅速に確保し、速やかに対策を実施する。

また、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

(財政課、関係課局)

3-3. 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延により、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、特措法に基づき、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策*の事務の代行を要請する。

(防災危機管理課、健康増進課、関係課局)

- ② 市は、市内の特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要がある

と認めるときは、他の市町又は県に対して応援を求める。

(防災危機管理課、健康増進課、関係課局)

3-4. 緊急事態措置の対応等について

緊急事態宣言は、緊急事態措置を講じなければ、医療提供体制の限界を超えてしまい、市民の生命及び健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。

3-4-1. 緊急事態宣言の手続

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置し、市内に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

(防災危機管理課、健康増進課)

3-5. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-5-1. 市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止し、市対策幹事会及び市専門部会の体制に移行する。

(防災危機管理課、健康増進課)

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民等、県や他市町、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシー*を高めるとともに、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーション*に基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理し、あらかじめ定める。

(2) 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

1-1-1. 感染症に関する情報提供・共有について

市は、平時から感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を活用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、保健子ども部や福祉部、教育委員会等が互いに連携しながら、感染症や公衆衛生対策について丁寧な情

報提供・共有を行う。また、高齢者やこども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、分かりやすい情報提供・共有を行う。

(防災危機管理課、広報政策課、高齢福祉課、障害福祉課、子育て推進課、こども相談支援課、健康増進課、学校教育課、関係課局)

1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者及びワクチンの未接種者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。

(福祉総務課、健康増進課、関係課局)

1-1-3. 偽・誤情報*に関する啓発

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミック*の問題が生じ得ることから、AI (人工知能) 技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

(広報政策課、健康増進課、関係課局)

1-2. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

1-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。

(広報政策課、高齢福祉課、障害福祉課、子育て推進課、こども相談支援課、健康増進課、学校教育課、関係課局)

- ② 市は、感染症の発生状況等に関する情報の公表については、市民等からのニーズ、リスクの認知とまん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、対応する。

(広報政策課、くらし安全課、健康増進課)

1-2-2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 市は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、市民が必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理する。

(健康増進課)

- ② 市は、住民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター*等を設置する準備を進める。

(健康増進課)

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 市は、国や県等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、市民等に対し、情報提供・共有を行う。

(健康増進課)

- ② 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

(広報政策課、高齢福祉課、障害福祉課、子育て推進課、
子ども相談支援課、健康増進課、学校教育課、関係課局)

- ③ 市は、感染症に関する個人情報の流出防止のため、医療機関を含む関係

機関の職員に対して、情報の保護に関する意識の高揚を図るとともに、適切な指導を行う等その徹底を図る。

(くらし安全課、健康増進課)

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNS の動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。

(健康増進課)

- ② 市は、市民からの一般的な問い合わせに対応するコールセンター等を設置し、国が作成した Q&A 等に基づき適切な情報提供を行う。

(健康増進課)

- ③ 市は、コールセンター等に寄せられた質問事項等から、住民等の関心事項等を整理し、Q&A 等に反映する。

(健康増進課)

2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者及びワクチンの未接種者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県、市等の各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

(広報政策課、福祉総務課、健康増進課、関係課局)

第3節 対応期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

3-1. 基本的方針

3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 市は、国や県等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、県内・市内の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由（どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等）、実施主体等を明確にししながら、市内の関係機関を含む市民等に対し、情報提供・共有を行う。
(健康増進課)

- ② 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮を

しつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

(広報政策課、高齢福祉課、障害福祉課、子育て推進課、
こども相談支援課、健康増進課、学校教育課、関係課局)

- ③ 市は、感染症に関する個人情報の流出防止のため、医療機関を含む関係機関の職員に対して、情報の保護に関する意識の高揚を図るとともに、適切な指導を行う等その徹底を図る。

(くらし安全課、健康増進課)

3-1-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。

(健康増進課)

- ② 市は、市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等の体制を強化し、国が作成したQ&A等に基づき適切な情報提供を行う。また、市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。

(健康増進課)

- ③ 市は、コールセンター等に寄せられた質問事項等から、住民等の関心事項等を整理し、Q&A等を更新する。

(健康増進課)

3-1-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者及びワクチンの未接種者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県、市等の各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

(広報政策課、福祉総務課、健康増進課、関係課局)

3-2. リスク評価に基づく方針の決定・見直し

病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等が明らかになった状況に

応じて、以下のとおり対応する。

3-2-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

市は、市民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明する。また、市民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、市は、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、県が不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要なこと等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。

(防災危機管理課、福祉総務課、健康増進課)

3-2-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

3-2-2-1. 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、市民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。

(健康増進課)

3-2-2-2. こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民等への協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。

(広報政策課、高齢福祉課、障害福祉課、子育て推進課、こども相談支援課、健康増進課、学校教育課、関係部局)

3-2-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる市民等がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。また、順次、広報体制の縮小等を行う。

（広報政策課、健康増進課）

第3章 まん延防止

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

(2) 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 市は、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命及び健康を保護するためには市民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。

(健康増進課)

- ② 市及び学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、県健康増進課及び各保健所に設置される相談センター*に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

(健康増進課、学校教育課、関係課局)

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

(2) 所要の対応

2-1. 市内でのまん延防止対策の準備

市は、市内におけるまん延に備え、県からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

(健康増進課、関係課局)

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活や市民経済活動への影響も十分考慮する。

また、国の示す指標やデータ等を状況判断の参考に活用しながら、緊急事態措置をはじめとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や市民経済活動への影響の軽減を図る。

(2) 所要の対応

3-1. まん延防止対策の内容

市は、国、県及び JIHS による情報の分析やリスク評価、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異の状況などに応じて示される基本的対処方針に基づき、市内の感染状況及び市民の免疫の獲得の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講ずる。なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、市民生活や市民経済活動への影響も十分考慮する。

(防災危機管理課、健康増進課)

3-1-1. 基本的な感染対策に係る勧奨等

市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨する。

(防災危機管理課、健康増進課、関係課局)

3-1-2. 情報提供・共有等

市は、国や県がまん延防止のための措置として要請した事項について、必要に応じ、市民や関係機関に情報提供・共有等を行う。

- ① 集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛等

(健康増進課、関係課局)

- ② 職場における感染対策の徹底、多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対する施設の使用制限や停止（休業）等

(健康増進課、関係課局)

- ③ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛け等適切

な感染対策の実施

(関係課局)

3-2. 検査の実施

- ① 市は、市民生活・市民経済との両立を目的とする検査の利活用について、国が示す検査実施の方針を参考にしながら、県と連携して、地域における検査キャパシティの状況や当該検査の実施ニーズ等を考慮して実施の判断を行う。

(健康増進課)

- ② 市は、地域の感染状況に応じ、高齢者施設等における集団発生の未然防止等に向けた、施設従事者等への集中的検査などについて、国の示す基準や迅速検査キットなどの開発・流通状況などに応じて、県と連携して、対策の実施について判断する。

(健康増進課、関係課局)

第4章 ワクチン

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるよう、ワクチンの円滑な接種を実現するため、国及び県のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

(2) 所要の対応

1-1. ワクチンの接種に必要な資材の準備

市は、平時から予防接種に必要となる消毒用アルコール綿や体温計等の資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。
(健康増進課)

1-2. 基準に該当する事業者の登録等（特定接種*の場合）

1-2-1. 登録事業者の登録に係る周知

市は、国が進める特定接種の対象となる事業者の登録に関し、国ガイドラインにおいて示される「特定接種の対象となる業種・職務について」による事業者に対して、登録作業に係る周知に協力する。

(健康増進課、関係課局)

1-2-2. 登録事業者の登録

市は、関係省庁からの要請に基づき、特定接種の対象となる事業者の登録申請を受け付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録する手続きに協力する。
(健康増進課、関係課局)

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 接種体制

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、迅速に特定接種又は住民接種*の実施が可能となるよう、準備期の段階から、医師会等の関係者と連携し、医療従事者、接種場所、接種に必要な資材等の確保など接種体制の構築に向けた検討を行う。

また、市は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

(健康増進課)

1-3-2. 特定接種

登録事業者のうち特定接種の対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、市は、国の要請に基づき、速やかに特定接種が実施できるよう、準備期より接種体制を構築する。

(健康増進課、関係課局)

1-3-3. 住民接種

予防接種法(昭和23年(1948年)法律第68号)第6条第3項の規定による予防接種の実施に関し、国の示す、国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮した、住民接種の接種順位に関する基本的な考え方を踏まえ、平時から以下(ア)から(ウ)までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

(ア) 市は、国及び県等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

(健康増進課)

(イ) 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、本市以外での接種を可能にするよう取組を進める。

(健康増進課)

(ウ) 市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について、国から示される接種体制の具体的なモデルなどに沿って準備を進める。

(健康増進課)

1-4. 情報提供・共有

市は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報について、ホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図る。

(健康増進課)

1-5. DXの推進

- ① 市は、市が活用する予防接種関係のシステムが、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの標準化を行う。

(健康増進課)

- ② 市は、接種対象者を特定の上、システムに接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。

(健康増進課)

- ③ 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を住民が把握でき、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

(健康増進課)

第2節 初動期

(1) 目的

準備期から計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集し、速やかな予防接種へとつなげる。

(2) 所要の対応

2-1. ワクチンの接種に必要な資材の確保

市は、消毒用アルコール綿や体温計等の予防接種に必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

(健康増進課)

2-2. 接種体制

2-2-1. 接種体制の準備

市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

(健康増進課)

2-2-2. 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

(健康増進課)

2-2-3. 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

市は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請を行う。

(健康増進課)

第3節 対応期

(1) 目的

確保したワクチンを円滑に流通させ、市民が迅速に接種を受けられるよう、構築した接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

(2) 所要の対応

3-1. 接種体制

- ① 市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

(健康増進課)

- ② 国は、新型インフルエンザ等の流行株が変異した場合に、追加接種の必要がないか速やかに抗原性の評価等を行い、検討することとしている。市は、追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるように県や医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

(健康増進課)

3-1-1. 特定接種

3-1-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

市は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

(健康増進課、関係課局)

3-1-2. 住民接種

3-1-2-1. 予防接種の準備

市は、国及び県と連携して、接種体制の準備を行う。

(健康増進課)

3-1-2-2. 予防接種体制の構築

市は、国から要請があったときは、全市民が速やかに接種できるよう集団的な接種を行うことを基本として、事前に定めた接種体制に基づき、県と協力し、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

(健康増進課)

3-1-2-3. 接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請に基づき、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

(健康増進課)

3-1-2-4. 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設や社会福祉施設等の入所者等で、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係団体等と連携し、接種体制を確保する。

(高齢福祉課、障害福祉課、健康増進課、関係課局)

3-1-2-5. 接種記録の管理

市は、県及び市町間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

(健康増進課)

3-2. 副反応疑い報告等

3-2-1. 健康被害に対する速やかな救済

- ① 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

(健康増進課)

- ② 市は、予防接種による健康被害を疑う被接種者等からの申請に基づき、予防接種健康被害調査委員会において、医学的な見地から当該事例について調査し、審査に係る資料を整理した上で、国の定める手続きに沿って、県を経由し、国に対し被害救済の給付申請や給付等を行う。

(健康増進課)

3-3. 情報提供・共有

市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。

(健康増進課)

第5章 保健

第1節 準備期

(1) 目的

感染症有事には、保健所や環境保健センターが、地域における情報収集・分析を実施し、地域の実情に応じた感染症対策を担う中核となる。

市は、保健所等の業務量が急増した際に、県が行う市との役割分担の明確化や連携の円滑化の取組等に協力する。

(2) 所要の対応

1-1. 研修・訓練等を通じた人材育成

市は、所属する保健師等を応援職員として保健所等へ派遣できるよう、県が実施する感染症等に関する実践的な訓練や研修への参加等、必要となる取組について平時から推進する。

(健康増進課)

第2節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、県が定める予防計画並びに保健所及び環境保健センターが定める健康危機対処計画や準備期に整理された県、市、医療機関等の関係機関及び専門職能団体との役割分担・連携体制に基づき、保健所及び環境保健センターが、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、住民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

(2) 所要の対応

2-1. 主な対応業務の実施

2-1-1. 健康観察*及び生活支援

- ① 市は、県が実施する健康観察に協力する。

(健康増進課)

- ② 市は、県が、感染源の推定（後ろ向き積極的疫学調査*）や濃厚接触者*等の特定（前向き積極的疫学調査）を行うため、保健所等において、感染者又は感染者が属する集団に対して、JIHS が示す指針等に基づき実施する積極的疫学調査に協力する。

(健康増進課)

- ③ 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター*等の物品の支給に協力する。

(健康増進課)

第6章 物資

第1節 準備期

(1) 目的

感染症対策物資等は、有事に、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

(2) 所要の対応

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年（1961年）法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

（健康増進課、関係課局）

- ② 市は、個人防護具について国が定める備蓄品目や備蓄水準を参考にして備蓄する。

（健康増進課）

- ③ 消防本部は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

（消防署）

第2節 初動期～対応期

(1) 目的

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要であるため、市は、引き続き、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

(2) 所要の対応

2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認し、定期的に更新する。

(健康増進課)

2-2. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、県と連携して、他の市町や指定（地方）公共機関等の関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

(健康増進課、関係課局)

第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により、市民生活及び市民経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定（地方）公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び市民経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び市民経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

(2) 所要の対応

1-1. 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や庁内
部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

(防災危機管理課、健康増進課、関係課局)

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金
等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際
は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速
かつ網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

(関係課局)

1-3. 物資及び資材の備蓄等

- ① 市は、市行動計画に基づき、備蓄している感染症対策物資等のほか、そ
の所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必
要な食料品や生活必需品等を備蓄等する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物
資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

(防災危機管理課、福祉総務課、健康増進課、関係課局)

- ② 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスク

や消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。
(防災危機管理課、健康増進課、関係課局)

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

(福祉総務課、生活支援課、高齢福祉課、障害福祉課、こども相談支援課、健康増進課、関係課局)

1-5. 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

市は、国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

(環境政策課)

第2節 初動期

(1) 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び市民経済活動の安定を確保する。

(2) 所要の対応

2-1. 事業継続に向けた準備等の周知

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう周知する。

(関係課局)

- ② 市は、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう勧奨する。

(関係課局)

2-2. 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

市は、市民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の市民生活との関連性が高い物資又は市民経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

(くらし安全課、関係課局)

2-3. 遺体の火葬・安置

市は、県を通じて国からの要請があったときは、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

(環境政策課)

第3節 対応期

(1) 目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び市民経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。指定（地方）公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び市民経済活動の安定の確保に努める。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び市民経済活動の安定を確保する。

(2) 所要の対応

3-1. 市民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

市は、市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

(くらし安全課、関係課局)

3-1-2. 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル*予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

(生活支援課、高齢福祉課、障害福祉課、こども相談支援課、健康増進課、学校教育課、関係課局)

3-1-3. 生活支援を要する者への支援

市は、県からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

(福祉総務課、生活支援課、高齢福祉課、障害福祉課、こども相談支援課、健康増進課、関係課局)

3-1-4. 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継

続に関する取組等の必要な支援を行う。

(学校教育課)

3-1-5. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。

(くらし安全課、関係課局)

- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(くらし安全課、関係課局)

- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

(くらし安全課、関係課局)

- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年(1973年)法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年(1973年)法律第121号)、物価統制令(昭和21年(1946年)勅令第118号)その他の法令に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

(くらし安全課、関係課局)

3-1-6. 埋葬・火葬の特例等

市は、必要に応じて以下①から③までの対応を行う。

- ① 市は、県の要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働する。

(環境政策課)

- ② 市は、県の要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

(環境政策課)

- ③ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると認めるときは、他の市町による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例について国が定めるため、当該特例に基づき埋葬又は火葬に係る手続を行う。

(環境政策課)

3-2. 市民経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び市民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

(商工振興課、関係課局)

3-2-2. 市民生活及び市民経済の安定に関する措置

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活及び市民経済活動の安定のため、以下の必要な措置を講ずる。

- ① ごみの収集・運搬・処理及びし尿処理を適正に行うための必要な措置
(クリーンセンター)

- ② 上下水道施設を安定的かつ適正に稼働させ、供給を維持するための必要な措置

(上下水道局)

- ③ 救急業務を実施するための必要な措置

(消防本部)

3-3. 市民生活及び市民経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応

3-3-1. 市民生活及び市民経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

市は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活及び市民経済活動への影響に対し、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱^{ぜいじゃく}な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。

(全課局)

参 考 资 料

新型インフルエンザ等相談窓口

■ 市の相談窓口：コールセンター

| 相談窓口 | 所在地 | 電話番号 F A X | Eメール |
|-----------------------------------|--------------------------|------------------------------|-----------------------------------|
| 防府市保健子ども部 健康増進課 (防府市保健センター) | 〒747-0805 防府市鞠生町12番1号 | 0835-24-2161 0835-25-4963 | kenkou@city.hofu. yamaguchi.jp |

■ 山口県の相談窓口：新型インフルエンザ等相談センター及びコールセンター

| 相談窓口 | 所在地 | 電話番号 F A X | Eメール |
|--------------------------------|---------------------------------------|------------------------------|-------------------------------------|
| 山口健康福祉センター 防府保健部 (防府保健所) | 〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市役所 福祉棟1階 | 0835-22-3740 0835-22-0962 | a132192@pref. yamaguchi.lg.jp |
| 山口県健康福祉部 健康増進課 | 〒753-8501 山口市滝町1番1号 | 083-933-2956 083-933-2969 | kansensyou@pref. yamaguchi.lg.jp |

用語集

| 用語 | 内容 |
|-------------|--|
| 医療計画 | 医療法第30条の4第1項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。 |
| 医療措置協定 | 感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。 |
| インフルエンザウイルス | インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される(いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している)。 |
| インフォデミック | 信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖とともに急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況。 |
| 関係省庁対策会議 | 新型インフルエンザ等対策閣僚会議を補佐する、新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議で、「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について(平成16年(2004年)3月2日関係省庁申合せ)」に基づき開催。 |
| 患者 | 新型インフルエンザ等感染症の患者(新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。)、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。 |
| 患者等 | 患者及び感染したおそれのある者。 |
| 感染性 | 学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、市行動計画では、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いている。 なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す用語として「伝播性」が使用される。 |
| 感染症危機 | 国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。 |
| 感染症指定医療機関 | 感染症法第6条第12項に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。 |

| | |
|-------------|--|
| 感染症対策物資等 | 感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品(薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品)、医療機器(同条第 4 項に規定する医療機器)、個人防護具(着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。 |
| 帰国者等 | 帰国者及び入国者。 |
| 季節性インフルエンザ | インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が起こらない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。 |
| 基本的対処方針 | 特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。 |
| 業務計画 | 指定公共機関又は指定地方公共機関が、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、その業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関して作成する計画。 |
| 業務継続計画(BCP) | 不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。 |
| 緊急事態宣言 | 特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。 |
| 緊急事態措置 | 特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。 |
| 健康観察 | 感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。 |

| | |
|---------------------|--|
| 健康危機対処計画 | 地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成6年(1994年)厚生省告示第374号)に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等*が策定する計画。策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。 |
| 抗インフルエンザウイルス薬 | インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。 |
| 行動計画 | 特措法に基づき、政府、都道府県又は市町村が策定する新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画。 ※政府が策定するものについては、政府行動計画という。 県が策定するものについては、県行動計画という。 市が策定するものについては、市行動計画という。 |
| コールセンター | 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの一般的な相談に応じ、適切な情報提供を行うため、県や市に設置。 |
| 国立健康危機管理研究機構 (JIHS) | 国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和7年(2025年)4月に設立された国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。 |
| 個人防護具 | マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。 |
| こども | 市行動計画では、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」(令和3年(2021年)12月21日閣議決定)にならい、法令上の用語等を除き、「こども」という表記を使用。 |
| 指定(地方)公共機関 | 特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者を指定。 |
| 住民接種 | 特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種。 |

| | |
|-------------------------|---|
| 新型インフルエンザ等 | 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症(感染症法第14条の報告に係るものに限る。)及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症(全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)。本行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。 |
| 新型インフルエンザ等緊急事態 | 特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。 |
| 新型インフルエンザ等対策閣僚会議 | 新型インフルエンザ等の発生に備え、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、全閣僚が出席する会議「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について(平成23年(2011年)9月20日閣議口頭了解)」に基づき開催。 |
| 新型インフルエンザ等対策推進会議(国推進会議) | 特措法第70条の2の2に規定する新型インフルエンザ等対策の推進を図るための会議。 |
| 新感染症 | 感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。 |
| 新興感染症 | かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。 |
| 積極的疫学調査 | 感染症法第15条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査。 |
| 相談センター | 新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等*又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方から、電話での相談を受け、受診先となる感染症指定医療機関等の案内を行う。 |
| 双方向のコミュニケーション | 県、市町、医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、市による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。 |
| 地域感染症対策連絡協議会 | 地域の感染症対策において、管内の市町、地元医師会、消防本部等の関係機関との連携を強化するため、各保健所に設置。 |

| | |
|---------------------|--|
| 地域保健対策の推進に関する基本的な指針 | 地域保健法第4条の規定に基づき、厚生労働大臣が地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るために定める指針。 |
| 地方衛生研究所等 | 地域保健法第26条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関。 |
| 登録事業者 | 特措法28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。 |
| 特定新型インフルエンザ等対策 | 特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定。 |
| 特定接種 | 特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種。 |
| 鳥インフルエンザ | 一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。 |
| 偽・誤情報 | いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等。 |
| 濃厚接触者 | 感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。 |
| パルスオキシメーター | 皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。 |
| パンデミック | 感染症の世界的大流行。 特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。 |

| | |
|--------------|--|
| 病原性 | <p>学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、本市行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。</p> <p>なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。</p> |
| フレイル | <p>身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。</p> |
| プレパンデミックワクチン | <p>将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。</p> <p>新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザ*ウイルスを基に製造されるワクチン。</p> |
| 平時 | <p>患者発生後の対応時以外の状態（準備期）。</p> |
| まん延防止等重点措置 | <p>特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。</p> |
| 薬剤感受性 | <p>感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性(有効性又は抵抗性)。</p> |
| 山口県環境保健センター | <p>新型コロナウイルス感染症等の新興・再興感染症、水・大気汚染など、県民の健康を脅かす健康危機への対応をはじめ、本県の衛生・環境行政を支える県内唯一の科学的・技術的中核研究機関。</p> |
| 山口県立総合医療センター | <p>本県の高度専門医療や政策医療に関し、他の医療機関では担うことが困難な医療を提供するなど、県全体の医療を支える中核的な基幹病院。また、新型コロナウイルス感染症等の新興感染症の重症者や妊婦等を含む多数の患者を受け入れる第一種感染症指定医療機関。</p> |

| | |
|--------------|---|
| 有事 | 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。 |
| 予防計画 | 感染症法第 10 条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。 |
| 予防投与 | 新型インフルエンザウイルスのばく露を受けた者は、無症状又は軽微な症状であっても他人に感染させるおそれがあることから、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施。 |
| リスクコミュニケーション | 個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。 |
| リスク評価 | 情報収集・分析を通じ、リスクの程度を評価し、その分析結果の提供を行う体系的なプロセスを指す。 リスク評価は、感染症が公衆衛生に影響を及ぼす可能性とその影響の程度を評価し、効果的な対策の意思決定に活用することを目的とする。 |
| リテラシー | 健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力(ヘルスリテラシー)の一環。 |
| 流行状況が収束 | 患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。 |
| ワンヘルス・アプローチ | 人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けた取組。 |
| EBPM | エビデンスに基づく政策立案(Evidence-Based Policy Making)の略。 ①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり(ロジック)を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス(根拠)を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。 |
| IHEAT | 感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み。 |
| PDCA | Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。 |